

条例の改正予定概要

玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画に定める建築物等に関する事項の一部を条例に規定し、建築基準法に基づく、建築確認の審査対象とすることで、より確実に地区計画の内容の実現を図る必要があるため、下記のとおり条例の一部を改正する予定です。

記

1 改正する予定の条例

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

2 対象となる区域

玉川上水・放射5号線周辺地区地区計画の地区整備計画が定められた区域を条例の対象とします。

3 条例に規定する項目

地区整備計画の建築物等に関する事項のうち、以下の項目を条例に規定します。

- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 建築物の高さの最高限度